

## 会議の開催結果について

- 1 会議名 第1回上尾市いじめ問題調査委員会
- 2 会議日時 令和4年 6月 9日 (木)  
午前・午後 10時00分から
- 3 開催場所 上尾市役所 7階教育委員室
- 4 会議の議題 別紙のとおり
- 5 公開・非公開の別 全部公開
- 6 非公開の理由 無
- 7 傍聴者数 2人
- 8 問い合わせ先 学校教育部指導課  
(担当課)

# 会 議 録

会議の名称	第1回上尾市いじめ問題調査委員会	
開催日時	令和4年 6月 9日 (木) 午前10時00分から	
開催場所	上尾市役所 7階教育委員室	
議長(委員長・会長)氏名	大澤 一司 (欠席) 相川 章子 (代理)	
出席者(委員)氏名	相川 章子 森田 直樹 和氣 昭祐	
欠席者(委員)氏名	大澤 一司 平山 優美	
事務局(庶務担当)	瀧澤 誠 内田 智之 玉造 勇輝	
会 議 事 項	1 議 題	2 会 議 結 果
	1 委員長選出 2 報 告 (1) 上尾市のいじめ問題に関する施策について (2) 上尾市いじめ問題調査委員会について (3) 上尾市のいじめ問題の現状について 3 質 疑 応 答	別紙のとおり
議 事 の 経 過	別紙のとおり	傍聴者数 2 名
会 議 資 料	・令和4年度第1回上尾市いじめ問題調査委員会 ・上尾市いじめ防止等のための基本的な方針等参考資料	
議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。 令和4年 6月30日 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">                     議長(委員長・会長)の署名                      議長に代わる者の署名                      (議長が欠けたときのみ)                 </div> <div style="border-top: 1px solid black; width: 150px; text-align: center;"> <span style="font-size: 1.2em; font-family: cursive;">相川 章子</span> </div> </div>		

## 議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
瀧澤課長	上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例により、本調査委員会の会議は、委員等の過半数が出席をしているため、開かせていただきます。以後の進行につきましては、大澤委員長が本日欠席のため相川委員長代理に進行をお願いいたします。
委員長代理	本日の第1回上尾市いじめ問題調査委員会への傍聴の申し出はありますか。
事務局	2名の方から傍聴の申出があります。会長の許可をお願いします。
委員長代理	はい。傍聴人の入室を認めます。
委員長代理	それでは、会の進行に移らせていただきます。 はじめに、報告1 上尾市のいじめ問題に関する施策について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>表紙が「令和4年度第1回上尾市いじめ問題調査委員会」となっている資料を御覧ください。上尾市のいじめ問題に関する施策について御説明いたします。</p> <p>1 ページ、資料1 を御覧ください。上尾市いじめ問題対策連絡協議会が中心となり、上尾市のいじめ根絶へ向けた施策の推進と調整を行っております。</p> <p>上尾市いじめ問題対策連絡協議会の具体的な役割といたしましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 上尾市におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること</li> <li>(2) いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること</li> <li>(3) 上尾市基本方針が、本市の実情に即して機能しているかを点検すること</li> <li>(4) その他いじめ問題の解決に必要な事項に関すること。以上4点がございます。</li> </ol> <p>2 ページの「資料2」を御覧ください。いじめ防止対策推進法に基づく、これまでの上尾市の対応について説明させていただきます。</p> <p>法及び方針の策定等では、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。</p> <p>平成25年10月には、国の「いじめ防止基本方針」が策定されました。主な内容として、国の基本方針を参考に、地域の実情に応じ、「地方いじめ防止基本方針」を定めることが望ましい、地域の実情に応じて、関係機関・団体との連携を図るための「いじめ問題対策連絡協議会」や教育委員会の附属機関を設置することが望ましいというものです。</p> <p>これに基づいて上尾市の対応として、平成26年2月3日の検討委員会を経て、同2月28日に「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。平成26年9月28日「上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」が成立・公布され、同10月1日に施行されて</p>

います。

それ以降毎年かさかさ協議会が開催されています。平成29年3月に国の「いじめ防止基本方針」が、7月に県の「いじめ防止基本方針」が一部改定されたのを受け、上尾市でも「上尾市いじめ防止等のための基本的な方針」を改定いたしました。

3ページの資料3を御覧ください。上尾市が行ってきた様々な取組が年月とともに記載されています。

ここからは別冊参考資料を用いて具体的に説明させていただきたいと思えます。なお、内容については、令和3年度までの実績で報告させていただきます。

参考①が上尾市いじめの防止等のための基本的な方針となっております。これを受け、23ページ参考②学校いじめ防止基本方針を各学校策定し、ホームページに掲載しております。

別冊資料の27ページから47ページを御覧ください。こちらは「教師用指導資料『いじめのない学校を目指して』」でございます。

令和2年4月に作成し、各学校において、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速かつ組織的に対応し、いじめのない学校を実現するための資料として活用いただいているものでございますが、新たに参考資料として、「いじめを考える授業」学習指導案例を、2例掲載しております。

この2例につきましては、これまで、「いじめの防止等のために上尾市が実施する施策」として、いじめを許さない気運を醸成するために行ってきた「いじめを考える授業」研究会における提案授業として扱った学習指導案となります。

指導案を掲載することで、より具体的に「いじめを許さない機運を醸成するための指導方法」を学び、各学校の実態に応じた「いじめを考える授業」の実施が充実、及び推進されることをねらいとしております。

59ページには、令和3年度「いじめを考える授業」オンライン研究協議会を実施したのとなっております。

別冊資料48ページから50ページ参考⑥を御覧ください。こちらは、各学校において活用している学校生活アンケートでございます。小学校低学年用、高学年用、中学校用の3つの様式を用意し、現在、各学校でこれらの様式を使用いただいております。

また、それぞれの様式に「上尾市いじめ根絶小学生の誓い」、「上尾市いじめ根絶中学生宣言」を掲載し周知するとともに、「いじめを許さない」という児童生徒の意識の高揚を図っております。

51ページ参考⑦を御覧ください。こちらは、子どものサイン発見アンケート（家庭用）となっております。

52ページ参考⑧を御覧ください。いじめ相談専用ダイヤル「子ども・いじめホットライン」「子ども・いじめホットメール」は24時間相談を受け付けています。「いじめ電話相談カード」を小学校1年生に配布したり、広報「あげお」に掲載したりして、本活動の広報を行っています。今年度は令和3年3月末時点でホットラインによる相談が4件ありました。ホットメールによる相談はございませんでした。

53ページ参考⑨を御覧ください。学校を支援する施策として、CAP研修会を実施いたしました。教員が、子供たちをいじめから守る方法や、話の聞き方などのスキルを学ぶための研修を初任者教員、臨時的任用教

員、転入教員等を対象として行いました。

54ページ・55ページ参考10を御覧ください。毎年実施している「よりよい学校生活と友達づくりのための心理検査」として、昨年度は「i-check」を実施いたしました。今年度は、令和2年度まで行っていた「hyper-QU」を実施します。この調査は、「学級満足度」「学校生活意欲度」「ソーシャルスキル」など、様々な視点で、子供たちの個性や今の心の有り様を立体的に描き出す調査となっております。調査結果については、学級担任が気になる児童生徒との面談や、いじめを発生させない学級経営の改善に役立てるようにしております。

56ページを御覧ください。上尾市内小・中学校全児童・生徒から標語を募集し、入賞作品を掲載しております。入賞作品を掲載したポスターについては後日、関係機関に送付いたします。

57・58ページ参考⑫⑬を御覧ください。上尾市「いじめ根絶」サミットについてです。小学生の誓い、中学生宣言とともに、各校代表の児童が集まり話し合ったものです。今でも校内に掲示をして啓発をしております。

60ページ参考⑮を御覧ください。ネットトラブルの早期発見を目的に実施している「上尾市中学校ネットパトロール調査」です。問題のある書き込み等に対する抑止力とネットトラブルの早期発見の効果により、いじめの未然防止、早期発見・早期解消が図られることを目指しております。これまでに問題は確認されておりません。もし、問題の投稿があった場合等については、各中学校へ報告し、トラブルの未然防止に活用いただいております。

報告1につきましては、以上となります。

委員長代理

次に報告2 上尾市いじめ問題調査委員会について、事務局より説明をお願いします。

事務局

上尾市いじめ問題調査委員会について説明いたします。まずは重大事態への対処につきまして、御説明します。

8ページの資料4を御覧ください。内容1の(2)のとおり、本上尾市いじめ問題調査委員会は、重大事態のうち、学校における調査が困難な場合に調査を行っていただく組織となります。

重大事態について9ページを御覧ください。

重大事態とは、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」ア～エの場合や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の場合です。相当とは年間30日を目安としております。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることとなっております。

重大事態への対応としまして、事実関係を明確にするための調査を実施することや、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供することがあります。

10ページにはそのフローチャートが記載されております。11ページの資料5を御覧ください。本委員会では1つの重大事態に対して、およそ

	<p>10回の事実関係調査を行います。 その内容は表にある計画のように行っていきます。児童生徒への聴き取りについては、本人からの聴き取りの可否により手立てが異なっております。 以上となります。</p>
委員長代理	<p>次に報告3 上尾市のいじめ問題の現状について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>上尾市立小・中学校いじめに関する状況調査結果につきまして、御説明いたします。 最初に、令和3年度上尾市立小・中学校いじめに関する状況調査結果につきまして御説明いたします。12ページにある資料6を御覧ください。 令和3年度の小学校におけるいじめの認知件数は、771件でした。グラフの濃いグレーになっているところがいじめ認知の件数となり、月が書いてあるのが解消した案件となっております。 グラフを見て分かるように、6月と10月に認知件数が増えていることが分かります。 児童生徒にとっての6月とは、4月・5月と緊張感がある中での学校生活を送ってきて、そろそろ新しい学年での学校生活に慣れてくる時期となります。そのような中ですので、いじめが発生しやすい時期と言えます。また、10月は人間関係が構築される中で起こっていると考えられます。 13ページは、中学校です。昨年度は、151件のいじめが認知されました。中学校も6月と10月が多い結果となりました。今年度も、昨年度以上に、各校において、積極的にいじめを認知していただいております。 これについては、いじめの芽を早い段階で摘んでいく危機意識の高まりが醸成されてきている証であり、今後も、各校において、さらなる積極的な認知が進むよう努めていきたいと考えております。 以上となります。</p>
委員長代理	<p>それでは、報告事項につきまして、委員の皆さんから御質問や、お聞きしたい点等がございましたらお願いいたします。</p>
瀧澤課長	<p>補足をさせていただいてもよろしいですか。解消については、3か月間を目安に見守っていきます。ですから、令和3年度の1～3月までのいじめ事案については、今も解消の報告をされているということとなります。</p>
森田委員	<p>2年前に学校現場にいたときよりも、いろいろな取組をしていると感じています。その中で、「子どもホットライン・メール」にどのくらいの連絡があるのかなと思います。</p>
瀧澤課長	<p>カードやチラシを子どもたちに配布しているのですが、なかなか利用がないのが現状です。これだけいじめが発生しているのですが。</p>
森田委員	<p>そうですね。これだけ認知されているのにですね。1年生のみならず、もっと上の学年でも周知をしていくといいかもしれませんね。</p>

事務局	<p>次に、いじめの認知のきっかけはどのようなものが多いのでしょうか。例えば、保護者からの訴えなのか、自分なのか、教師が気づいたのか。その辺はどうでしょうか。</p> <p>発見のきっかけですが、教職員等による発見、アンケート調査、本人からの訴え、保護者からの情報、周囲の児童生徒からの情報と大きく分けて5つに分類されます。その中で多いのが、アンケート調査となっております。一つでも調査項目に該当している場合は、いじめの認知をしております。</p> <p>また、令和4年度の4月の調査においては、保護者からの情報も多かったです。小学校において、61件ありました。さらに、本人からの訴えとアンケート調査が49件でした。5月の調査では、保護者からの情報が、44件と最も多かったです。アンケート調査が38件でした。</p>
和氣委員	アンケートの項目は、全ての学校で同じなのでしょうか。
事務局	各学校で、伝わりやすい文言に変えたり、項目を増やしたりしていただいております。
瀧澤課長	あとは、記述の所にありますけれども、いじめをした・されただけでなく、未然防止の観点から、友達のいいところを書く欄も設けています。
和氣委員	先ほどのいじめカードは、1年生にしか配っていないようなので、他の学年にも配ってもいいのではないのでしょうか。
瀧澤課長	センターではチラシも配っております。夏休み前に、配る工夫もしています。
委員長代理	障がいや特性があることからいじめにつながることはありますか。
事務局	ございます。互いの性格などについて、理解が足りないところから、トラブルとなるケースもあります。
瀧澤課長	いじめる側といじめられる側、どちらもそういった課題がある場合があります。ただ単に起きたことを指導するだけでなく、その背景を探っていく中で、必要に応じては引き続き支援をしていき、保護者の方も悩まれているかを確認していく。必要であれば関係機関と連携を図っていくケースもあります。
委員長代理	私は、伊奈町で、そういった理解を深めるための講演会等も行っています。こういった理解があるだけで、変わっていくと思われまますので機会があったら是非お声かけください。深刻だとは思いますが、同じクラスの中で学ぶということにどういう価値があるのか、考えを共有できると思います。
森田委員	中学校でも制服が変わってきていますが、ジェンダーについて何かあり

事務局	<p>ますか。</p> <p>上尾市内の全小中学校で名簿が男女混合になるなど、ジェンダー教育の意識が高まっております。</p> <p>現在のところ、ジェンダーに係る事項がきっかけで、いじめにつながっている報告はありません。</p>
委員長代理	<p>ありがとうございました。その他ございますか。長時間に渡り、貴重な御意見をありがとうございました。また、進行への御協力ありがとうございました。</p> <p>司会を事務局にお返しいたします。</p>
瀧澤課長	<p>今回は委嘱書の交付と報告の会でありましたが、今後、重大事態が発生した際は、臨時で集まっていただくこととなります。そういう事態がないよう、精一杯の取組を行ってまいります。万が一のときは皆様のお力添えをお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、上尾市いじめ問題調査委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。</p>